

後志地本通信

13人勸月例給・一時金 とともに改定見送り!

人事院は8月8日、官民較差が76円、0.02%と極めて小さいことから月例給の改定を見送り、一時金についても民間と均等していることから改定しないと報告を行った。あわせて、給与制度の総合的見直しを検討することを表明した。

人事院は、月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出。減額支給措置は民間準拠による改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、

昨年同様、減額前の較差に基づき給与改定の必要性を判断。減額前の較差が極めて小さく、俸給表等の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は見送りとなった。

一時金についても同様に、公務の支給月数は、民間と均等しており、改定は行われなかった。

しかし、給与制度の総合的見直しの検討について表明し、地域間・世代間の配分の在り方や、職務や勤務実績に応じた給与、技能・労務関係職種との給与水準などについて検討を行うとした。

また、再任用者の給与制度について、官民の状況が明確に把握できないことを理由に具体的な措置の提案が見送られた。

詳しくは、道本部ホームページに掲載されています。

2013. 8. 9
— 第 1 8 号 —

自治労北海道
後志地方本部
〒044-8588
俱知安町北1条東2丁目
後志総合振興局内
TEL 0136-22-6636
FAX 0136-21-2105
mail
chihon6636@joy.ocn.ne.jp

一時金比較表

公務の支給月数	民間の支給割合
3.95月(現行)	3.95月

月例給比較表

民間給与 ①	国家公務員給与 ②	較差 ①-② (円) ((①-②)/②)×100%
405,539円	【減額前】 405,463円	【減額前】 76円(0.02%)
	【減額後】 376,257円	【減額後】 29,282円(7.78%)

人事院報告が「テタ」!

月例給・一時金ともに据え置くのは2年連続となりました。(月例給は2年連続、一時金は3年連続)しかし、給与制度の総合的見直しは、地方公務員給与に対する攻撃であることは明らかであり、今後も一層の団結した取り組みが必要になってきます。

話は変わりますが明日10日から世界陸上モスクワ大会がはじまります。

有力選手がドーピング問題で代表を外れましたが、NEWジェネレーションの躍進、そして新王者が誕生するのか!注目!!

(書記次長 中村)

ちほんのうさぎ

8月8日(木) 第5回北後志ミニブロック会議(余市町)
9日(金) 道本部第6回組織強化委員会(札幌市)
10日(土) 全労済後志ブロック推進会議総会(小樽市)
労福協後志ブロック第11回定期総会(小樽市)
12日(月) 第5回執行委員会(俱知安町)
19日(月) 第6回単組・総支部代表者会議(俱知安町)
20日(火) 道本部第5回拡大闘争委員会(札幌市)
23~24日 北海道「農」ネットワーク第16回定期総会(赤井川村)
26~28日 第86回自治労定期大会(大阪市)
30~2日 自治労野球北海道大会(新ひだか町・新冠町・浦河町)